

美里町ミムリン健幸×コミュニティ創出事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「美里町ミムリン健幸×コミュニティ創出事業」を委託する事業者の選定にあたり公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

美里町ミムリン健幸×コミュニティ創出事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「美里町ミムリン健幸×コミュニティ創出事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合がある。

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(5) 履行場所

美里町内

(6) 町負担上限額

本事業全体の町負担上限額は10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(7) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。また、支払いの方法や時期等は発注者の指定によるものとする。

(8) 個人情報の取扱いについて

- ① 業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ② 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

3. 参加資格要件

(1) プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- ① 企業、NPO法人その他の法人であって、委託事業を的確に遂行する能力を有する者
- ② 令和2年4月1日以降に、成人及び子どもを対象とした健康づくり事業に係る業務（指定管理者としての受託の中で事業を行っている場合等も含む。）並びに地

域コミュニティの立ち上げに關しての履行実績がある者

※業務実績が証明できるものを添付すること。

- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は再生手続きをしていない者
- ⑤ 美里町から指名停止の措置を現に受けていない者
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納していない者
- ⑦ 美里町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない者

（2）複数の事業者でグループを構成して参加する場合

代表事業者が、上記「3. 参加資格要件」（1）の①を、いずれかの構成事業者が②を、すべての構成事業者が③から⑧を満たしていなければならない。また、次の事項に留意すること。

- ① 代表事業者を定めること。教育委員会とのやり取りについては代表事業者が行うこと。
- ② 一つの事業者は複数のグループに所属することはできない。また、単独で参加した事業者はグループの構成員となることはできない。

4. 全体スケジュール

本事業の事業者の募集、選定及び全体スケジュールは以下のとおりである。ただし、変更となる場合がある。

項 目	日 程
実施要領等の公表	令和 7 年 7 月 3 日（水）
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 10 日（木）正午まで
質問に対する回答の公表予定	令和 7 年 7 月 11 日（金）
参加表明書、参加資格書類及び企画提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 25 日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和 7 年 8 月 5 日（火）
選定審査会の審査結果の通知	令和 7 年 8 月 7 日（木）予定
契約締結・事業開始	令和 7 年 8 月 8 日（金）予定

5. 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するにあたり質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

（1）質問書の提出

- ① 提出期限 令和7年7月10日（木）正午まで
- ② 提出書類 質問書（様式第1号）
- ③ 提出方法 電子メールの件名を「美里町ミムリン健幸×コミュニティ創出事業に関する質問（事業者名）」とし、電子メールにて送付すること。
なお、メール受信確認のため、下記「12. 担当・提出先」に記載の担当まで電話で送付した旨を連絡すること。
- ④ 提出先 教育委員会事務局 生涯学習係
E-mail : shogaku@town.saitama-misato.lg.jp
電 話 : 0495-76-3431

（2）質問への回答

質問に対する回答は、令和7年7月11日（金）に美里町ホームページにて公表する（質問者名は表示しません。）。

6. 参加表明書、参加資格書類及び企画提案に必要な書類の提出

参加を表明する者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を次のとおり提出するものとする。

なお、複数の事業者でグループを構成して参加する場合は、No. 2（グループ構成概要書）を提出すること。また、提出書類No. 3（事業者概要書）及びNo. 4（納税証明書）については、構成する全ての事業者が提出すること。

（1）提出書類

企画提案書は、仕様書に準拠した内容で順序立てて整理するものとする。また、提出書類は、A4サイズで作成すること。図面等の補足資料は、必要に応じてA3版にて作成することは差し支えない。

No.	内 容	様式番号	記載内容等
1	参加表明書	様式第 2 号	—
2	グループ構成概要書	様式第 3 号	—
3	事業者概要書	様式第 4 号	—
4	納税証明書（その 3 の 3）	—	書類提出日から 3 か月以内に発行したもの（写し可）とする。
5	業務実績書	任意	令和 2 年度以降の業務実績を記載すること。また、業務実績が証明できるものを添付すること。
6	業務体制	任意	—
7	工程表	任意	—
8	企画提案書	任意	仕様書に準拠した内容で順序立てて整理すること。
9	参考見積書	任意	見積の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

（２）提出方法

- ① メール（提出期限内必着）により P D F データを提出すること。
- ② メール本文を含み 5 M B を超える場合は、大容量ファイル転送サービスを使用する方法又は当該提出物に係るデータを書き込んだ C D - R を次のいずれかの方法によって提出すること。

ア 持参の場合

提出期限まで、下記「１２．担当・提出先」に記載の担当窓口を持参すること。

イ 郵送の場合

配達の有無が確認できる郵便に限り提出期限までに、下記「１２．担当・提出先」に記載の担当まで必着すること。

- ③ メールの件名は「美里町ミムリン健幸×コミュニティ創出事業参加表明（業者名）」とし、メール送信後、下記「１２．担当・提出先」に記載の担当宛に必ず電話によりメールの受信を確認すること。

７．プロポーザルへの参加辞退

参加表明関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 5 号）を配達の有無が確認できる郵便又は持参により、下記「１２．担当・提出先」に記載の担当まで提出すること。

8. 審査の方法

町職員により構成される選定委員会により、企画提案関係書類及びプレゼンテーションを審査し、選定する。

(1) 提案審査の基準及び配点

項目	評価基準	配点
過去の業務受注実績	過去の運動教室に係る受託実績やノウハウを活かして、本事業を適切に遂行することができるか。	10
業務担当者の配置、役割分担、実績等	業務体制について、役割や責任を明確化するとともに、業務の遂行に必要な担当者（資格、実績等）や人員が確保されるなど、業務実施のための十分な体制となっているか。	10
企画提案内容	本町の健康づくり事業に関する現状や課題、ニーズを的確に把握・認識しているか。また、それらを踏まえたプログラム構成となっているか。	20
	町民にとって魅力的な内容となっているか。特に、健康無関心層の参加促進・自主グループ化が図られるような工夫がなされているか。	20
	教室指導者について、運動指導の経験及び実績は十分か。	10
	仕様書に記載した事項を踏まえて、適切に委託業務が遂行できるスケジュールとなっているか。	10
安全管理体制	教室運営における安全管理（事故防止、救急対応策、緊急時の対応及び連絡体制）が適切なものであるか。	10
見積価格	配点×（最低値提案見積額／提案見積額）	10
合 計		100

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 実施日 令和7年8月5日（火）
- ② 実施場所 美里町役場（住所：美里町大字木部323番地1）
- ③ 説明時間 プレゼンテーション20分以内
- ④ 質疑応答 プレゼンテーション終了後に10分程度実施

(3) 留意事項

- ① プロポーザル参加事業者が1者の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加事業者を契約候補者として選定する。
- ② プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ③ 本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行うものとし、映像によるプレゼンテーションは認めない。

- ④ PowerPoint その他ソフトウェアの利用は可とする。
 - ⑤ プロジェクター（D-Sub15 ピン又は HDMI の接続可）、電源、スクリーン、延長コードは本町で用意する。パソコンその他の機器が必要な場合は、各自用意すること。
 - ⑥ 日程、場所等の詳細は、応募者（グループの場合は代表事業者）に別途通知する。
- （４） 選定結果の通知及び公表
- すべての応募者（グループの場合は代表事業者）に対し、令和 7 年 8 月 6 日（水）（予定）に通知するとともに、美里町ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問等は一切受け付けない。

9. 契約方法

- （１） 選定委員会により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。
- （２） 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。

10. 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。
- （１）「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
 - （２）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - （３）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
 - （４）提出書類に虚偽の記載があった場合
 - （５）見積限度額が、「2. 業務概要（6）町負担上限額」の金額を超過している場合
 - （６）プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - （７）審査の公平性を害する行為があった場合

11. 留意事項

- （１）本プロポーザルに要する経費は参加事業者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- （２）提出期限以後の書類の再提出、追加、差替えは認めない。
- （３）提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- （４）本件に係る情報公開請求があった場合には、美里町情報公開条例（平成 11 年条例第 9 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- （５）審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- （６）検討すべき事項が生じた場合は、美里町と業務委託請負者で別途協議する。

1 2. 担当・提出先

美里町教育委員会事務局 生涯学習係 大谷

〒367-0113 埼玉県児玉郡美里町大字甘粕343番地

美里町コミュニティセンター内

電話 0495-76-3431

FAX 0495-76-3763

メールアドレス shogaku@town.saitama-misato.lg.jp